

札幌西管第 3789 号
令和 5 年 7 月 26 日

札幌西間税会
会長 福島 勝男 殿

札幌西税務署長
下道 正隆
(官印省略)

国税の税務相談に関する周知・広報について（依頼）

平素より、税務行政につきまして格別の御協力をいただき、誠にありがとうございます。

国税庁では、国税に関する相談について、具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など、電話での回答が困難な相談については、従来より税務署において事前に予約を受けた上で、面接により対応することとしていますが、令和 5 年 8 月以降、相談時間の確保及び来署者の待ち時間の削減のため、上記以外の相談についても、面接による相談を希望される場合は、原則として事前に予約を受けた上で対応することといたします。

つきましては、本件について会員の皆様へ周知いただきますよう、御協力お願い申し上げます。

なお、国税庁では来署せずとも自宅やオフィスから解決できる方法として、国税庁ホームページのタックスアンサーやチャットボット、電話相談センターを御用意していますので、是非、御利用いただきますよう併せて周知をお願いいたします。